

居タル依藤護郎ハ公工場得實漢條ニ下ル小島代三ヲ通
 シ敬次折衝スル處アリ新ニ妥協矣ヲ見ルニ至リタルヲ
 以テ去ル六日午後四時今人ハ職工入江外ニ居ト共ニ正
 式ニ工場事務所ハ工場主ト會見互譲ノ結果也此書ヲ
 交換用満解決ヲ告ケタリ一紙職工ハ其日三ノ正午迄
 此業ヲ終始スル事定ナリ

取 証

取 証 書

昭和二年五月六日在ノ條件ヲ以テハ議ヲ解決ス

一 薪金ノ事ハ新舊手當、退職手當ハ別當ニシテ之ヲ付スル事
 但シ給與手當、勤続手當、退職手當ハ之ノ一ニシテ之ヲ付スル事
 以上二種ハ之ヲ併用セシムル事ハ之ノ一ニシテ之ヲ付スル事

一 常備者日給額ヲ一金五錢也ヲ積上ケスルコト

一 鑄物部、鍛冶部請員單價ヲ別紙(最尾ニ附ス)ノ如ク値上ケ
 スルコト

一 鑄物部請員單價降果ヲ發行シ單價ヲ明瞭ニ記載スルコト

一 常備者皆勤賞與制度ヲ在ノ割合ヲ以テ制定スルコト

三月皆勤者八ヶ月日ヨリ毎月一ヶ月ニ就テ日給ノ二日分ヲ支給ス
 ルコト

但シ皆勤中ニ於テ欠勤シタル時ハ更ニ前部ノ求態ヲ繰リ返ス
 コト

一 定期與賞ハ後末例ニ依テ支給スルコト

一 麻衣場、食當浴場ノ設置ハ目下計畫中ニ付テ順次之ヲ實行
 スルコト